

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

当町は熊原川が町の中心を流れ、猿辺川が山間地を東流している。また、一級河川の馬淵川は岩手県から町の東端に流れ込み、隣町の南部町に流水する直前で熊原川と合流している。

三戸町防災マップによると、すべての地区の熊原川・馬淵川沿い周辺で0.5m以上の浸水が想定されており、市街地周辺の関根川原・橋ノ下・落合地区は5.0m以上となっている。ただし、商工業者の多数が店舗を構える市街地においては、一部の地域を除き、ほぼ浸水の恐れはないとされている。

【土砂災害：ハザードマップ】

当町の面積の66%は山地であり、地質の大部分は火山岩層の上部に堆積した第3紀層により構成されている。

三戸町防災マップによると、農業者の多くが集積している山間部には多数の土砂災害警戒区域が存在しているが、主要道路を分断し、迂回ができなくなる可能性は低い。

多くの店舗が密集する市街地の同心町や八日町の一部は土砂災害警戒区域にあり、市街地周辺の中平・雷平・館などの起伏が激しい地区や、城山周辺の地区も土砂災害警戒区域に指定されている。

【地震：J-SHIS】

J-SHIS 地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、三戸町においては、今後

30年間の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が0.1%以上3%未満の確率で発生すると予測されている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度6強から7の地震を予測している。

【その他】

主な災害発生記録

発生年月日	気象概要	被害状況
H11. 10. 27～28	低気圧による大雨	浸水：床上11棟、床下43棟 農地被害：269箇所 道路被害：79箇所 被害総額：2,220,220千円 総雨量：246mm
H16. 9. 30	台風21号による大雨	浸水：床上14棟、床下6棟 農地被害：60箇所 道路被害：18箇所 建物被害：30箇所 水路被害：20箇所 被害総額：436,680千円 総雨量：169mm
H25. 9. 16	台風18号による大雨	避難勧告97世帯(222人) 避難世帯38世帯(83人) 浸水：床上48棟、床下32棟 農地被害：91箇所 道路被害：60箇所 被害総額：463,190千円 総雨量133mm

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返してい

る。また、新型コロナウイルス感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 390社 (独自データ) ※R2.7 現在
- ・ 小規模事業者 338社 (独自データ) ※R2.7 現在

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	70	66	町内に広く分布
製造業	30	25	町内に広く分布
卸・小売業	147	120	町内中心部に集積
宿泊・飲食業	28	26	町内中心部に集積
サービス業他	115	101	町内に広く分布
合計	390	338	

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

項目	年月	備考
地域防災計画の策定	S62. 8. 30	H8. 3. 30 修正 H17. 12. 28 修正 H28. 7. 21 修正
総合防災訓練の実施	隔年	開催場所は三戸・留崎・斗川・猿辺地区のローテーション
防災備品の備蓄		食料：アルファ米等 800 食程度 飲料水：1,000 本程度 発電機、毛布、土のう袋、日用品類、衛生用品類、間仕切り 等

2) 当会の取り組み

項目	年月	備考
事業継続力強化計画認定制度の周知	R1.8	チラシ (中小企業庁) 配布 298 部

2. 課題

- ・ 現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 災害に関連した保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

3. 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制を構築する。

・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止

措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

当会では、多発する自然災害や事故・病気・感染症発生など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）事業継続計画を令和2年作成

3) 関係団体等との連携

- ・提携先の青森県火災協同組合や東京海上日動火災保険株式会社八戸中央支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等策定状況の確認指導を行う。
- ・三戸町事業継続力強化支援協議会（構成員：当町、当会）を設立し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡の確認を行う（訓練

は必要に応じて実施する。)

- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

〈2. 発生後の対策〉

自然災害等発生時には、自身の安全確保、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、周辺の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認した上で当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務または業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- ・配備体制及び被害規模の目安は以下を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	・広域にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が甚大であると予想されるとき。 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・重大な災害が発生したとき	全職員
警戒	・局地的な災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

- ・当会職員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担については、町と協議の上、状況に応じて定める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有することを原則とする。

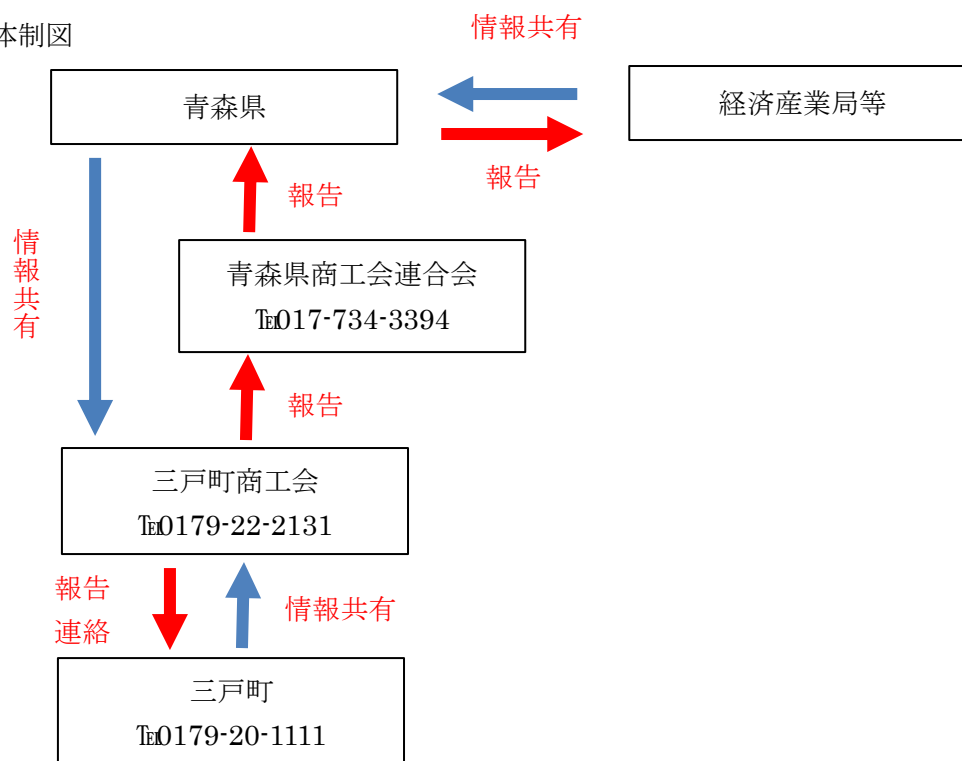
発災後 ～ 1日	発災後、連絡つき次第
1日 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月後以降	変更のあった都度

- ・当町で取りまとめた「三戸町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害発生恐れのある箇所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・二次災害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会は原則、被害状況確認報告書をメールまたはFAX等により報告し情報共有を図る。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ当町と定めた方法により確認する。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法により青森県商工会連合会を経由して報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。

※連絡体制図



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を、当町と当会が連携して確認する。
- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。（三戸町商工会館）
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

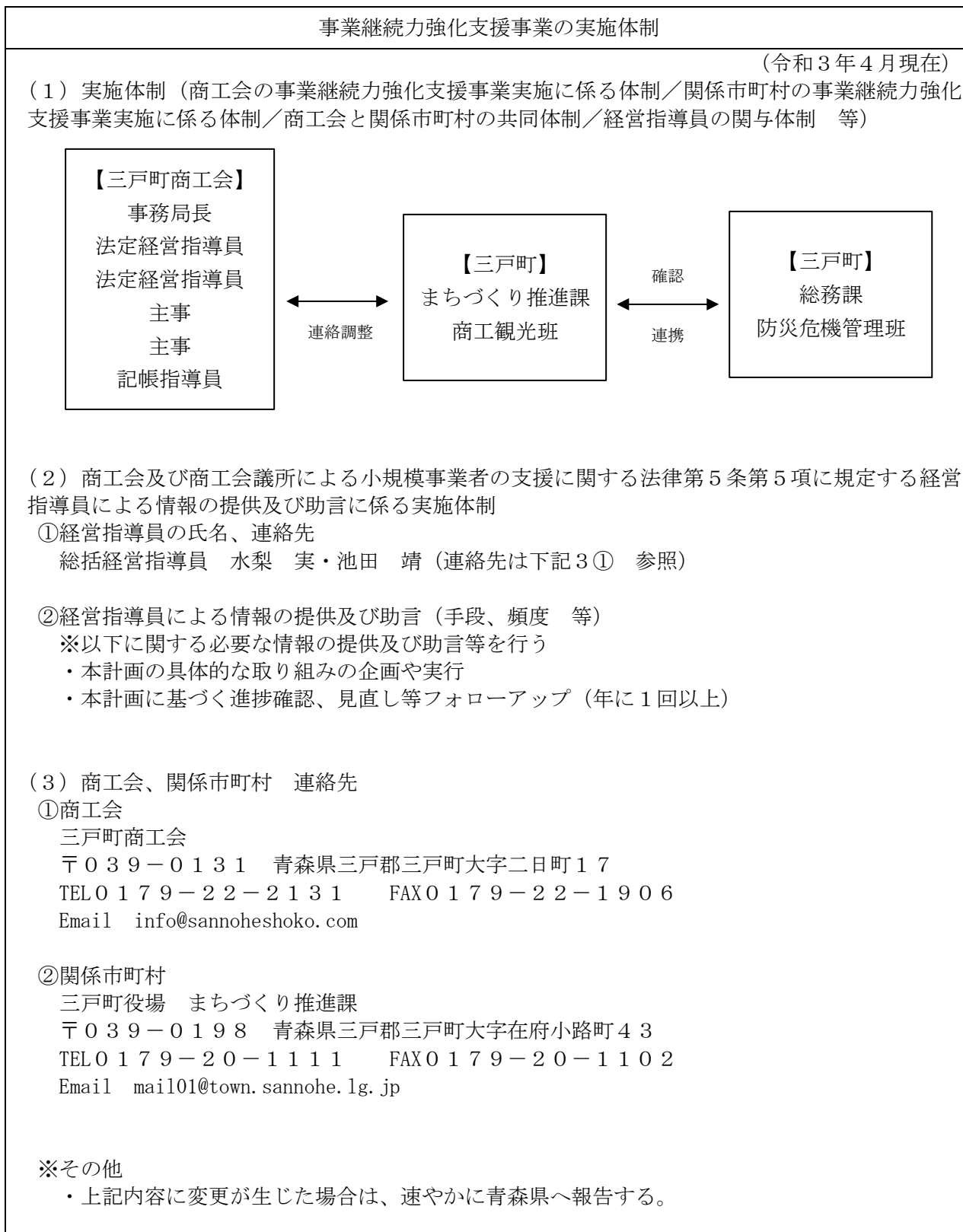
- ・被害額が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	210	140	140	140	140
・専門家派遣	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	10	10	10	10	10
・防災、感染症対策費	100	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、三戸町補助金、青森県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。